

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の
指定基準等の一部改正について

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定居宅サービス事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととすること。(注1)
- (2) 指定居宅サービス事業者は、個別サービス計画（訪問介護計画など）の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならないこととすること。また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこととすること。(注2)
- (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととすること。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととすること。
- (4) 指定居宅サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならないこととすること。
- (5) 指定訪問リハビリテーションについて、病院及び診療所に加え、介護老人保健施設も行うことができることとすること。
- (6) 指定通所介護について、看護職員の配置を、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数とすること。
- (7) 指定通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準を見直し、従来医療機関、老人保健施設それぞれ基準が規定されていたところ、基本的に両者共通のものに再編すること。
- (8) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに利用者の日

常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)を行う者は、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることができることとする。

- (9) その他、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。）について、3.(12)から(15)までと同様の改正を行うこと。
- (10) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は、1又は2とすること。(注3)
- (11) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所における宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務について、1人の職員が他の共同生活住居と兼務する場合は、2つの共同生活住居までとすること。また、併設施設との兼務は認めないこととすること。(注4)
- (12) 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならないこととすること。また、介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとすること。(注5)
- (13) 指定特定施設入所者生活介護事業所の計画作成担当者は、介護支援専門員とすること。(注6)
- (14) 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。
- (15) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。
- (16) 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、3.(2)と同様の改正を行うこと。
- (17) 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、3.

(1)及び(10)と同様の改正を行うこと。

2. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得なければならない旨を明示すること。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者に交付しなければならないこととすること。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。
 - ① 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
 - ② 少なくとも三月に一回、実施状況の把握の結果を記録すること。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (4) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととすること。
- (5) 1. (3)及び(4)と同様の改正を行うこと。

3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないこととすること。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない旨を明示すること。
- (3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこととすること。

- (4) 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならないこととすること。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこととすること。
- (5) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (6) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。
- ① 定期的に入所者に面接すること。
 - ② 定期的の実施状況の把握の結果を記録すること。
- (7) 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (8) 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならないこととすること。
- (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務のほか、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行うものとする。
- (10) 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととすること。
- (11) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）は、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）の支払を入居者から受けることができることとすること。
- (12) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱いは、次に定め

るところにより行われなければならないこととすること。

- ① 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならないこととすること。
- ② 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならないこととすること。
- ③ 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならないこととすること。

(13) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護の提供は、次に定めるところにより行われなければならないこととすること。

- ① 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならないこととすること。
- ② 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないこととすること。

(14) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の相当する規定を踏まえて規定の整備を行うとともに、介護職員室、看護職員室及び機能訓練室を設けなくてよいこととすること。

(15) その他小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について所要の規定の整備を行うほか、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。）についても所要の規定の整備を行うこと。

(16) 1. (3)及び(4)並びに2. (1)と同様の改正を行うこと。

(17) 平成15年3月31日に介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が19人以下のものについては、平成18年3月31日までの間は、計画担当介護支援専門員の業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。）に委託することができることとし、委託する小規模施設については、介護支援専門員を置かないことができることとすること。

4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等

に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、これを記録しなければならない旨を明示すること。

(2) 1. (3)及び(4)、2. (1)並びに3. (1)から(7)まで、(9)、(10)及び(17)と同様の改正を行うこと。

5. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

1. (3)及び(4)、2. (1)並びに3. (1)から(7)まで、(9)、(10)及び(17)と同様の改正を行うこと。

6. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

1. (3)（市町村に係る部分に限る。）及び(4)並びに3. (2)、(8)、(10)、(12)から(15)までと同様の改正を行うこと。

7. その他

各指定基準等について、規定の趣旨を明確化するとともに、他の指定基準等との整合性を図るため所要の改正を行うこととする。

(注1) 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護を除く。

(注2) 指定訪問入浴介護、指定居宅療養管理指導及び指定福祉用具貸与を除く。

(注3) 平成15年4月1日に現に2を超える共同生活住居を有しているもの（建築中のものを含む。）は、当分の間、当該共同生活住居を有することができることとする。

(注4) 平成15年4月1日に現に存する事業所（当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、同日に現に併設されている他の共同生活住居（2を超える場合に限る。）又は併設施設の職務に従事しているものに限る。）の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。

(注5) この改正については、平成16年4月1日から施行する。また、平成18年3月31日までの間は、事業者は、計画作成担当者をすべて、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関して知識及び経験を有する者であって介護支援専門員でない者をもって充てることとする。

(注6) この改正については、平成16年4月1日から施行する。また、平成18年3月31日までの間は、介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者でもよいこととする。